

セピアの園 通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

運 営 規 程

(目 的)

- 第1条 この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。(通所介護事業)
- 2 要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とする。(介護予防・日常生活支援総合事業通所事業)

(運営方針)

- 第2条 この事業は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
- 2 利用者、その家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明する。
- 3 地域との連携及び市町村、居宅介護支援事業者、その他居宅サービス事業者等、関係機関、団体との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|---------------------|
| 1 名 称 | セピアの園京田辺市デイサービスセンター |
| 2 所在地 | 京田辺市飯岡南原41番地 |

(事業の実施主体)

- 第4条 この事業の実施主体は、社会福祉法人 愛育会とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名 (常勤1名、介護老人福祉施設の管理者と兼務)
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間）

第6条 この事業の営業は、月曜日から土曜日まで（祝日を含む）とする。但し1月1日から1月3日までを除く。

2 営業時間は、午前8時から午後6時30分までとする。

3 サービス提供日は月曜日から土曜日までとし、サービス提供時間は午前8時45分から午後4時45分までとする。

（利用定員）

第7条 この事業の利用定員は1日30人以内とする。

（事業の内容）

第8条 この事業の内容は次のとおりとする。

1 利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画に基づき、必要とされる入浴介助、食事提供、機能訓練、レクリエーションを実施する。

3 利用者に対しては、親切丁寧に援助を行うとともに、利用者の要望に応じ、必要なサービスを適切に提供する。

4 利用者、その家族に対し、適切な相談、助言を行い、必要な援助を行う。

（利用料及びその他の費用の額）

第9条 この事業の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用。利用料は別表のとおりとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 この事業の実施地域は、京田辺市、井手町、精華町の一部（精華町大字菱田、大字狛田、大字北稲八間、大字南稲八妻、大字祝園）、城陽市の一部（城陽市奈島、市辺、中、青谷）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- 1 休所する場合は、必ず事前に連絡すること。
- 2 送迎時には、必ず家族が在宅していること。
- 3 体調等に変化が見られる場合は、迎時職員に伝達すること。
- 4 持ち物には全て氏名を記入しておくこと。
- 5 設備、器具は本来の用法にしたがって利用すること。
- 6 喫煙は決められた場所以外では行わないこと。
- 7 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- 8 施設内で他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 利用者に心身上の異変が生じた場合、その他必要な場合には、家族に連絡するとともに、協力病院へ連絡し、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 13 条 併設する介護老人福祉施設セピアの園の防災計画に基づき、防災の万全を期するとともに、1年に1回避難訓練を行う。

- 2 地元消防団、隣接協力病院との連携強化を図る。

(苦情処理)

第 14 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情等については、迅速かつ適切に対応する。

(虐待の防止)

第 15 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うこともできるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二. 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三. 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に介護職員その他の従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第 16 条 職員は、業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 3 職員は、サービスの提供を利用者に強要又は金品その他の利益を収受してはならない。
- 4 サービスの向上を目指し、職員の資質の向上を図るため、職位や経験年数に応じた社会性、専門性を高める研修を実施する。
- 5 この事業の運営規程の概要を見やすい場所に掲示するものとする。

付 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年9月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月21日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年7月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この期待は、令和6年4年1日から施行する。

(別 表)

介護保険給付対象外サービス利用料表

1. 食	費	1回	700円 (主菜大盛 60円)					
2. お	やつ	代	1回	60円				
3. 連	絡	帳	代	(初回及び随時)	210円			
4. オ	ム	ツ	代					
	パ	ン	ツ	式	オ	ム	ツ	200円
	は	く	パ	ン	ツ			200円
	平	型	尿	パ	ツ	ト		46円
	尿	パ	ツ	ト				28円
5. レクリエーション、クラブ活動(利用料金、材料代等)								実費

通所介護サービス

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス

重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛育会
- (2) 法人所在地 京都府京田辺市飯岡南原4 1 番地
- (3) 電話番号 0 7 7 4 - 6 5 - 4 8 8 2
- (4) 代表者名 理事長 小川 純達
- (5) 開設年月日 平成5年10月1日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所
指定番号 2 6 7 3 2 0 0 0 8 1

- 事業所の規模 通常規模型通所介護

(2) 事業所の目的

○ 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。(通所介護事業)

○ 要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とする。(介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業)

(3) 事業所の運営方針

○ サービスの提供にあたって、サービス利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他利用者のサービスの選択に視すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該サービス提供の開始について、利用申込者の同意を得ます。

○ 個別サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についての有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題の把握をしていきます。

○ 個別サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めるため、利用者の心身の状況等に応じて、処遇を妥当適切に行います。

○ 事業者は自ら、その提供する施設・居宅サービスの質の向上を計るため、サービスの評価をおこないます。

(4) 事業所が提供できる指定居宅サービスの種類

通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス
(セピアの園京田辺市デイサービスセンター)

(5) 事業所の設備の概要

○ 通所介護（セピアの園京田辺市デイサービスセンター）

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
事務室	1室	送迎車両	5台(リフト付車両5台)
浴室(2室)	一般浴槽と特殊機械浴槽	更衣室	1室

(6) 事業所の職員体制（主な職員の配置状況）

（令和6年4月1日現在）

職種	員数				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			管理業務
生活相談員	1	1			相談業務
介護職員	6	1	4		介護業務
看護職員				3	健康管理
機能訓練指導員				3	機能訓練業務

3 (1) サービスの利用料金

○ 通所介護（1回あたり）

（地域区分 6級地 1単位×10.27円）

10:30~17:00 所要時間6時間以上7時間未満の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護費	584単位	689単位	796単位	901単位	1008単位
入浴介助加算	40単位				
サービス提供体制強化加算 (加算I)	22単位				
介護職員等处遇改善加算 (加算I)	59単位	69単位	79単位	89単位	98単位
利用料	7,240円	8,421円	9,622円	10,804円	11,995円
利用者負担額 (1割)	724円	842円	962円	1,080円	1,200円
利用者負担額 (2割)	1,448円	1,684円	1,924円	2,161円	2,399円
利用者負担額 (3割)	2,172円	2,526円	2,887円	3,241円	3,599円
食費	700円 副食大盛希望時 +60円				
おやつ代	60円				
利用料金 (1割)	1,484円	1,602円	1,722円	1,840円	1,960円
利用料金 (2割)	2,208円	2,444円	2,684円	2,921円	3,159円
利用料金 (3割)	2,932円	3,286円	3,647円	4,001円	4,359円

9：30～17：00 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所介護費	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位
入浴介助加算	40 単位				
サービス提供体制強化 加算(加算 I)	22 単位				
介護職員等処遇改善加算 (加算 I)	66 単位	77 単位	89 単位	100 単位	111 単位
利用料	8,072 円	9,407 円	10,793 円	12,169 円	13,566 円
利用者負担額 (1 割)	807 円	941 円	1,079 円	1,217 円	1,357 円
利用者負担額 (2 割)	1,614 円	1,881 円	2,159 円	2,434 円	2,713 円
利用者負担額 (3 割)	2,422 円	2,822 円	3,238 円	3,651 円	4,070 円
食費	700 円 副食大盛希望時 +60 円				
おやつ代	60 円				
利用料金 (1 割)	1,567 円	1,701 円	1,839 円	1,977 円	2,117 円
利用料金 (2 割)	2,374 円	2,641 円	2,919 円	3,194 円	3,473 円
利用料金 (3 割)	3,182 円	3,582 円	3,998 円	4,411 円	4,830 円

○ 総合事業通所型サービス (1 月あたり)

	要支援 1	要支援 2
総合事業通所型サービス費	1,798 単位	3,621 単位
サービス提供体制強化加算 (加算 I)	88 単位	176 単位
介護職員等処遇改善加算 (加算 I)	174 単位	349 単位
利用料	21,156 円	42,579 円
利用者負担額 (1 割)	2,116 円 +食費・おやつ代 760 円×回数	4,258 円 +食費・おやつ代 760 円×回数
利用者負担額 (2 割)	4,231 円 +食費・おやつ代 760 円×回数	8,516 円 +食費・おやつ代 760 円×回数
利用者負担額 (3 割)	6,347 円 +食費・おやつ代 760 円×回数	12,774 円 +食費・おやつ代 760 円×回数

一割負担額には介護職員処遇改善加算、端数処理等の加減により若干の誤差があります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者又は身元保証人等の負担となります。

① 食事及びおやつの提供

- ・ 契約者のサービス利用時に食事（昼食）とおやつを提供します。調理に要する費用（光熱水費、人件費など）と材料相当分の費用が必要です。

食事（昼食）の提供にかかる費用	一回につき	700 円
副食のみ 大盛希望の場合	一回につき	60 円
おやつの提供にかかる費用	一回につき	60 円

② レクリエーション、クラブ活動

- ・ ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 連絡帳代（初回及び随時） 210 円

④ オムツ代

パンツ式オムツ	200 円
はくパンツ	200 円
平型尿パット	46 円
尿パット	28 円

4 サービス内容

○ 通所介護/介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業
(セピアの園京田辺市デイサービスセンター)

場 所	特別養護老人ホーム セピアの園 2階デイサービスセンター
営 業 日	月曜日～土曜日（但し1月1日～1月3日除く）祝日も営業
営業時間	月曜日～土曜日 8時00分～18時30分
サービス提供日	月曜日～土曜日 8時45分～17時00分
実施地域	京田辺市・井手町・精華町の一部（精華町大字菱田、大字狛田、大字北稲八間、大字南稲八妻、大字祝園）、城陽市の一部（城陽市奈島、市辺、中、青谷）とする。
食 事	食堂兼機能訓練室にておとりいただきます。
入 浴	一般浴か特殊機械浴のどちらかで入浴していただきます。
介 護	通所介護計画に沿って下記の介護を行います。 着替え・排泄・食事の介護・オムツ交換・施設内移動の介助等
健康管理	看護師により健康管理を行います。
レクリエーション	その日に合わせたレクリエーションを提供します。
機能訓練	看護師により日常生活動作訓練を行います。
送 迎	原則として玄関から玄関まで送迎いたします。
生活相談	生活相談員に、介護以外に日常生活に関することも含め相談 できます。
そ の 他	介護方法等の指導等を行います。

5 利用料金の支払い方法

- (1) 通所介護サービス利用料/介護予防生活支援通所型サービス利用料は、以下のいずれかの方法で支払って頂きます。

ア、当事業所の窓口での現金支払い

イ、指定銀行口座からの自動引き落とし

ウ、下記指定口座への振込み

通所介護利用料金

京都銀行 三山木支店 口座番号 29416

口座名義人 特別養護老人ホーム セピアの園

理事長 小川 純 達

- (2) 利用者が要介護認定を受けておられない場合は、介護給付費の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

6 サービスの利用手続き

- (1) 通所介護サービス・介護予防生活支援通所型サービス

居宅サービス計画に基づきサービスを利用していただきます。

事業所指定の利用申込書に記入のうえ申し込みください。

定員に余裕があり、事前に担当の介護支援専門員に相談され、居宅サービス計画を組んでいただければ利用可能となります。

- (2) 面接

初回ご利用前に、サービス従事者が利用者の家庭等を訪問させて頂き、利用者の心身の状況や生活環境等を把握させていただくために面接を行います。その際、サービス利用にあたっての説明をおこないます。

- (3) 利用契約書の締結

初回ご利用前に、事業者と居宅サービス利用契約を締結していただきます。

7 サービスの利用中止、変更、追加

- (1) 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出てください。

- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、取消料として下記の料金をいただくことがあります。

※ 取消料 通所介護（要介護）のご利用者様に関しては、当日の利用料金相当額、介護予防通所介護に関しては、利用料金が月額定額となっている為、食費をいただくことがあります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

(3) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の都合または稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

8 緊急時の対応

当事業所は、利用者に対し、診療が必要であると認めた場合、ご家族等へ連絡をさせていただいた上で、協力医療機関等に診療を依頼することがあります。但し、診療については医療費一部負担がかかります。

9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やか利用者のご家族及び府市町村及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 個人情報の利用目的について

当事業所において利用者様の個人情報を使わせていただく利用目的は次のとおりです。

- ① 当該事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料
- ③ 学生の実習への協力
- ④ 介護保険業務
- ⑤ 行政上の業務への対応
- ⑥ ご家族への心身の状況説明およびご家族からの問い合わせの対応
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ⑧ 施設からの案内

以上の利用目的以外で利用者様の情報を利用する場合は、利用者様ご本人に個別の理由をご説明し同意を得た上で行うものといたします。

個人情報保護に関する疑問・質問等がございましたら、「苦情等相談窓口」までご相談ください。

11 苦情の受付について

夫々で受け付けました苦情は、セピアの園において、誠意をもって問題の解決を図ります。

(1) 苦情解決責任者

特別養護老人ホーム セピアの園 施設長 佐藤 堅一

(2) 第三者委員会

氏名 井爪 文一
住所 京都府向日市寺戸町山縄手 19-28
電話番号 075-922-6826
氏名 喜多 英男
住所 京都府京田辺市薪里ノ内 68
電話番号 0774-62-1969

(3) 苦情解決の方法

①苦情受付等

- ・担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けるものとする。
- ・担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を意見・要望の受付書に記録し、その内容について申出人に確認する。
 - ア、 苦情の内容
 - イ、 申出人の希望等
 - ウ、 第三者委員会への宝庫気宇の要否
 - エ、 申出人と責任者の話し合いへの第三者委員会の助言、立会の要否
- ・責任者及び第三者委員会も直接苦情を受け付けることができる。この場合、責任者及び第三者委員会はそれを担当者へ連絡し、担当者は、第2項により処理できる。

②苦情受付の報告と確認

- ・担当者は、受け付けた苦情はすべて責任者に報告する。
- ・投書など匿名の苦情についても意見・要望等の受付書に記録し、前号により報告するとともに必要な対応を行う。

③ 苦情解決の話し合い

- ・第三者委員会への報告の要否及び申出人と責任者の話し合いへの第三者委員会の助言、立会の要否が不要な場合は申出人と責任者の話し合いによる解決を図るものとする。
- ・責任者は申出人との話し合いによる解決に努める。その際、申出人又は責任者は、必要に応じて第三者委員会の助言を求めることができる。
- ・第三者委員会の立会による申出人と責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア、 第三者委員会による苦情内容の確認
 - イ、 第三者委員会による解決案の調整、助言
 - ウ、 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

(4) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

所在地 京都府京田辺市飯岡南原 41 番地
担当者 生活相談員
電話番号 0774-65-4882
FAX 番号 0774-65-3841
受付時間 月～土曜日 午前9時～午後6時

(5) その他

当施設以外にも居宅介護支援事業所、各市町村、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

○市町村名 京田辺市
所在地 京都府京田辺市田辺80番地
担当課 介護保険課
電話番号 0774-64-1373 (代表)
FAX番号 0774-63-5777
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時間を除く)

○市町村名 井手町
所在地 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67番地
担当課 福祉課
電話番号 0774-82-6165 (代表)
0774-82-2001 (直通)
FAX番号 0774-82-5055
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時間を除く)

○市町村名 精華町
所在地 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
担当課 福祉課
電話番号 0774-94-2004 (代表)
0774-95-1904 (直通)
FAX番号 0774-95-3974
受付時間 午前8時30分～午後5時 (正午～午後1時間を除く)

○市町村名 城陽市
所在地 京都府城陽市寺田東ノ口16番地・17番地
担当課 福祉課
電話番号 0774-52-1111 (代表)
0774-56-4034 (直通)
FAX番号 0774-56-3999
受付時間 午前8時30分～午後5時 (正午～午後1時間を除く)

○京都府国民健康保険団体連合会
所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地COCON烏丸
担当課 介護保険課
電話番号 075-354-9090
FAX番号 075-354-9055
受付時間 午前9時～午後5時

○京田辺市地域包括支援センター

所在地	京田辺市草内五ノ坪6 老人福祉センター常盤苑内
電話番号	0774-68-1310
FAX番号	0774-68-1360
受付時間	午前8時30分～午後5時（正午～午後1時間を除く）

上記行政機関は土曜日・日曜日・年末年始は休みとなっています。

年 月 日

通所介護サービス・介護予防生活支援通所型サービスの提供の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明し交付しました。本書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

事業者

住 所 京田辺市飯岡南原41番地
氏 名 社会福祉法人 愛育会
理事長 小川 純達

説明者

職 属 セピアの園 京田辺市デイサービスセンター
職 名 生活相談員
氏 名

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス・介護予防生活支援通所型サービスの提供開始・決められた利用料を支払う事に同意しました。また、必要に応じ、私及び家族の個人情報を提供されることについても同意受領しました。

契約者

住 所
氏 名 印

代理人

住 所
氏 名 印

契約者との関係

家族

住 所
氏 名 印

契約者との関係